

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(18)	その他事務事業の取扱いについて
調整方針(案)	[議会議員の政務調査費] 地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、新市の議会議員に政務調査費を交付するものとする。交付すべき金額及び交付の方法等は、酒田市の政務調査費を基本とし、新市の議会において定める。

所管部会	議会部会
------	------

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
議会議員の政務調査費	【趣旨】 酒田市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派等に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 八幡町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 松山町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 平田町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 新市の議会議員について、調査研究に資するために必要な経費の一部として、政務調査費を交付する。
	【交付対象】 酒田市議会における会派及び会派に属しない議員に対して交付する。	【交付対象】 八幡町議会議員の職にあるものに対して交付する。	【交付対象】 松山町議会における会派又は議員に対して交付する。	【交付対象】 平田町議会における会派又は議員に対して交付する。	【交付対象】 新市の議会における会派及び会派に属しない議員に対して交付する。
	【交付額】 議員一人当たり 月額 25,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 新市の議会で定める。
	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月末日までに議長を経由し、町長に申請する。町長速やかに交付の決定を行い、議員等に通知し交付する。	【交付の方法】 新市の議会で定める。
	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた会派等の代表者は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた議員等は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 新市の議会で定める。

【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号)
 第6章 議会 (調査・出頭証言及び記録の提出請求等)
 第2節 権限 第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。
 13 普通地方公共団体条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
 14 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
 [第2項から第12項、第15項から第18項までは省略。]

【政務調査費の交付状況】

[議員一人当たり]

区分	山形県内の都市				宮崎県	鳥取県	山口県	岐阜県	新潟県
	酒田市	山形市	鶴岡市	米沢市	都城市	米子市	山口市	各務原市	上越市
交付月額	25,000 円	140,000 円	20,000 円	23,000 円	30,000 円	26,100 円	30,000 円	30,000 円	25,000 円
12年国調人口	101,311 人	255,369 人	100,628 人	95,396 人	131,922 人	138,756 人	140,447 人	131,991 人	134,751 人